

加入事業所 御中

仙台卸商健康保険組合

高齢者(70歳以上)の高額療養費の自己負担限度額の見直しについて(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、平成30年8月から高額療養費制度が改正され、下記のとおり「70歳以上」の負担額が変わりますのでお知らせいたします。

敬具

記

【平成30年8月改正の概要】

高額療養費に係る高齢者(70歳以上)の自己負担限度額について、現役並み区分が3つに細分化されます。また、区分「一般」の「外来」の自己負担限度額が14,000円から「18,000円」に引き上げられます。

区分	条件	区分	条件
現役並み	標準報酬28万円以上	現役並みⅢ	標準報酬83万円以上
一般	標準報酬26万円以下	現役並みⅡ	標準報酬53万円～79万円
低所得Ⅱ	被保険者が住民税非課税	現役並みⅠ	標準報酬28万円～50万円
低所得Ⅰ	世帯の所得が一定以下	一般	標準報酬26万円以下
		低所得Ⅱ	被保険者が住民税非課税
		低所得Ⅰ	世帯の所得が一定以下

※現役並みⅡ及びⅠの者について、高額療養費を現物で受けるには、医療機関に高齢受給者証に併せ「限度額認定証」の提示が必要となります。限度額認定証の提示がない場合、現物化される高額療養費は一律、現役並みⅢの区分で計算されます。(後日、申請により精算します)

○見直し後の自己負担限度額 (30年8月～)

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約1160万円～ ・標準報酬83万円以上 ・課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% <多数該当140,100円 ※2>	
	年収約770万円～約1160万円 ・標準報酬53～79万円 ・課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% <多数該当93,000円 ※2>	
	年収約370万円～約770万円 ・標準報酬28～50万円 ・課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数該当44,400円 ※2>	
一般	年収156万円～約370万円 ・標準報酬26万円以下 ・課税所得145万円未満(※1)	18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 <多数該当44,400円 ※2>
低所得	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得(総所得金額-基礎控除(33万円))」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり上限額が下がります。